

公共の場所における喫煙に関する規制強化および公衆喫煙所の整備促進の考え方について

概要

区に寄せられる喫煙に関する苦情、規制強化の要望のほか、改正健康増進法、東京都受動喫煙防止条例の趣旨を踏まえ、公共の場所における喫煙に関する規制の強化を図るとともに、公衆喫煙所の整備を促進させ、喫煙者、非喫煙者の双方が快適で住みよい地域社会の形成を図りたいと考えています。

検討している規制強化案

根拠条例～品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨ての防止に関する条例（平成15年3月31日条例第5号）

現 行

区内全域	
	推進地区
公園・広場など 歩行喫煙禁止 (努力義務)	公園・広場など 歩行喫煙禁止 (努力義務)
道路 歩行喫煙禁止 (努力義務)	道路 喫煙禁止 (千円の過料)
私有地 周囲の状況に配慮 (健康増進法の配慮義務)	私有地 周囲の状況に配慮 (健康増進法の配慮義務)

歩行中(自転車乗車中を含む)に喫煙をしないように努めなければならない

区内全域	
	推進地区
公園・広場など 喫煙禁止 (禁止規定)	公園・広場など 喫煙禁止 (禁止規定)
道路 喫煙禁止 (禁止規定)	道路 喫煙禁止 (千円の過料)
私有地 周囲の状況に配慮 (健康増進法の配慮義務)	私有地 周囲の状況に配慮 (健康増進法の配慮義務)

喫煙してはならない(罰則なし) ※立ち止まってる喫煙も含めて

※ 推進地区 = 路上喫煙禁止・地域美化推進地区（5地区～五反田、大崎、大井町、青物横丁、武蔵小山）⇒ 変更なし

公衆喫煙所の整備促進

民間公衆喫煙所設置等助成事業の助成率引き上げ等を検討中

現 行

- 設置費～補助対象経費上限1000万円の3分の2（推進地区は5分の4）
- 維持管理費～補助対象経費上限120万円の3分の2

助成率の引き上げ、補助対象経費の拡大、面積要件の緩和などにより事業者の負担を軽減させ、誘致等を行うことにより整備拡充を図る